

2019年～2020年 茅野市納税等一覧表

※ご注意ください!納期限を過ぎると延滞金が増加されます。

納税等 科目	月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	納期限 振替日	5月7日	5月31日	7月1日	7月31日	9月2日	9月30日	10月31日	12月2日	12月25日	1月31日	3月2日	3月31日
市県民税	—	—	1期	—	—	2期	—	3期	—	4期	—	—	—
固定資産税	1期	—	—	—	2期	—	3期	—	4期	—	—	—	—
軽自動車税	—	全期	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国民健康保険税	—	—	1期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
上下水道料金	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	—
下水道受益者負担金	—	1期	—	—	2期	—	—	3期	—	—	—	4期	—
市営住宅使用料	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	—
保育料	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	—
後期高齢者医療保険料	3月加入者のみ	—	—	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	—
市税等再振替日 〔下水道受益者負担金及び後期高齢者医療保険料除く〕	5月20日	6月20日	7月19日	8月20日	9月20日	10月18日	11月20日	12月20日	1月20日	2月20日	3月19日	4月20日	—

※上下水道料金は、お住まいの地域によって偶数月、または、奇数月で隔月の請求となります。

市県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料が年金から特別徴収(天引き)される方は、年金支給日に差し引かれます。

◎納税通知書等が届きましたら、**納期限までに納付**をお願いします。

◎領収書等は、少なくとも**5年間**は大切に保管してください。

■口座振替で納付される方

◎口座振替ができるように、**振替日(納期限)**の前日までに口座へ入金してください。

◎残高不足で振替できなかった場合、上記「市税等再振替日」に**再振替**しますので、前日までに口座へ入金をしてください。

■現金で納付される方

◎市税・上下水道料金は**コンビニエンスストアでも納付ができます**(ただし、納付できない場合がありますので裏面をご確認ください)。

◎市税・市営住宅使用料・後期高齢者医療保険料の納付書は、全期分を一括送付します。納付書は、期ごとに分かれていきますので**紛失にご注意**ください。

◎**土曜日・日曜日・祝日でも市役所ペルビア店で納付**できます(取扱時間：午前10時～午後7時 定休日：木曜日および12月29日～1月3日)。

この一覧表は、保存してご利用ください。

裏面もご覧ください

茅野市役所 ☎0266(72)2101 (代表)